

木のまちづくり推進事業・木材6次産業化事業実施要領

平成28年6月24日
8 林 第 3 8 4 号
(最終改正) 平成29年5月9日
9 林 第 3 2 3 号

(趣旨)

第1

この要領は、木のまちづくり推進事業及び木材6次産業化事業（以下「事業」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体、事業内容、採択基準、補助金の額)

第2

木のまちづくり推進事業は、公募型木のまちづくり推進事業及び木製品等導入支援事業を実施するものとする。

2 事業実施主体、事業内容、採択基準及び補助金の額は別表に定めるとおりとする。

(事業計画書の提出)

第3

事業を実施しようとする者は、知事が別に定める期間内に、事業計画書を知事に提出するものとする。

2 事業計画書に記載すべき内容は公募型木のまちづくり推進事業及び木材6次産業化事業にあっては別に定める公募要領、木製品等導入支援事業にあっては別に定める応募要領によるものとする。

(事業実施候補者の決定)

第4

知事は、第3により提出のあった事業計画書が次の要件を満たしているとき、予算の範囲内において事業実施候補者を決定し、別記第1号様式により通知するものとする。

- (1) 事業内容等が別表に掲げるものに適合すること。
- (2) 地域の実態に即し、技術的及び資金的観点から実行可能なものであること。
- (3) 事業実施主体の意向が十分に反映されたものであること。
- (4) 公募型木のまちづくり推進事業及び木材6次産業化事業にあっては別に定める審査基準により事業実施が妥当と評価されたものであること。

(軽微な変更)

第5

要綱第5条に規定する軽微な変更については別表のとおりとする。

(事業の着手)

第6

事業の着手は、公募型木のまちづくり推進事業にあっては、補助金交付申請を行う年度の4月1日以降、木製品等導入支援事業及び木材6次産業化事業にあっては補助金の交付決定日以降に行うものとし、事業に着手したとき（公募型木のまちづくり推進事業において補助金の交付決定日以前に着手した場合は、交付決定を受けたとき）は、遅滞なく別記第2号様式による着手届を知事に提出しなければならない。

(中間確認)

第7

知事が必要と判断した場合は、事業の実施状況について中間確認を行うことができるものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(実績報告)

第8

要綱第6条に規定する実績報告書は、事業実施報告書、事業収支決算書、事業状況写真、対象経費を支払ったことがわかる資料、その他知事が必要とする書類を添え、事業完了後遅滞なく知事に提出しなければならない。

(検査)

第9

知事は、補助事業が完了したときは、速やかに検査を行うものとする。

(書類の提出)

第10

規則、要綱及びこの要領により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(豊かな森を育てる府民税のPR)

第11

補助事業者は、事業の実施において、豊かな森を育てる府民税の活用に係るPR活動を計画するものとする。

(補助を受けて設置した施設等の管理)

第12

補助事業者は、事業により補助を受けて整備した施設及び導入した木製品について、補助目的に沿って善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 事業実施主体は、当該施設をやむを得ず処分又は目的外使用をしようとする場合は、事前に知事に協議を行うものとする。

(書類の整備)

第13

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年6月24日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成29年5月9日付け 9林第323号)

1 改正後の要領は、平成29年5月9日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表

事業実施主体、事業内容及び採択基準

1 公募型木のまちづくり推進事業

実施地域	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助額	軽微な変更
京都府内	府内に対象建築物等を整備しようとする法人、各種団体、個人事業主等（商店街等において、一連の木造施設を整備する場合には、複数の事業主体がグループとなって申請することも可）	商業施設や福祉施設など、多くの府民等が集う住宅以外の民間施設への府内産木材の利用により、木であふれるまちづくりを推進するため、木造化や木質化を計画し、府内産木材をふんだんに使用するモデル的な施設を募集し、府内産木材利用の波及効果の高い施設の整備を支援する。	(1)事業内容に合致した事業計画となっていること。 (2)多数の府民等が利用するスペースを有する施設において、府内産木材の利用により、利用者に快適な空間等を提供することで、府内産木材のPRを行うもの。 (3)審査委員会により、事業実施が適当と判断されること。	次に掲げる額を合計した額（当該算出した額が1,500万円を超える場合は、1,500万円）以内の額。ただし、当該算出した額が100万円未満となる場合は、補助の対象としない。 (1)京都府産認証木材に係る木材費用及びその木工に係る工事費用の合計に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が1,000万円を超える場合は、1,000万円） (2)直交集成板（京都府産認証木材に限る）の購入に要する経費に4分の1を乗じて得た額	事業内容の変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額または30%以内の減額

2 木製品等導入支援事業

実施地域	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助額	軽微な変更
京都府内	府内に対象施設を有する法人、各種団体、個人事業主等	商業施設や福祉施設など、多くの府民等が集う住宅以外の民間施設において、木であふれるまちづくりを推進するため、府内産木材を使用した家具や遊具の導入を支援する。	(1)事業内容に合致した事業計画となっていること。 (2)多数の府民等が利用するスペースにおいて、府内産木材の利用により、利用者に快適な空間等を提供することで、府内産木材のPRを行うもの。	京都府産認証木材を使用した家具又は遊具の購入及び設置に係る費用の合計に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が100万円を超える場合は、100万円）以内の額。ただし、当該算出した額が2.5万円未満となる場合は、補助の対象としない。	事業内容の変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額または30%以内の減額

3 木材6次産業化事業

実施地域	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助額	軽微な変更
主として 京都府内	府内に存する 法人、各種団 体等	府内産木材や府内産竹 材を活用した先進的な 製品等の開発及びこれ にあわせた販路拡大の 取組を支援する。	(1)事業内容に合致した事業計画となっていること。 (2)事業費で50万円以上の事業規模であり、その経費が書類 等により証明できること。 (3)選考委員会により、事業実施が適切と判断されること。	200万円 以内	事業内容の変 更を伴わない ものであつ て、補助対象 経費の増額